

1 都市計画道路見直しの背景と必要性

(1) 本市の都市計画道路について

本市は、東京から約 50 kmの神奈川県の中中部に位置し、国道が4路線、東名高速道路及び圏央道のインターチェンジが2箇所設置され、現在、新東名高速道路及び厚木秦野道路の整備が進められていることから、神奈川県の交通の要衝となっています。

本市の都市計画道路は、昭和 27 年に2路線が決定された以降に、昭和 29 年に7路線、昭和 30 年2月の市制が施行されてから、昭和 38 年に現在の都市計画道路網を形成する14 路線を都市計画決定しています。

その後、高度成長期における都市への人口集中や市街地の拡大、経済成長に伴う交通量の増大に対応するため、都市計画道路の追加や変更を行ってきました。平成6年には、さがみ縦貫道路、平成8年には、第2東名自動車道、厚木秦野道路の高規格道路を都市計画決定し、現在、50 路線、総延長 147.4 kmとなっています。

都市計画道路は計画的に整備を進めていますが、本市は扇形の地形で丘陵部と平野部からなる地形であることから、特に環状形の都市計画道路で長期未着手や未整備の区間が存在します。

(2) 見直しの必要性和動向

都市計画道路の見直しについては、平成 12 年の「都市計画運用指針」において「現在の都市計画道路については、都市計画基礎調査や都市交通調査の結果を踏まえ、また、地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等を検証すべきで、必要に応じて、都市計画の変更も行うべき。」と提言されています。また、平成 14 年の社会資本整備審議会の中とりまとめにおいては、「現在の都市計画道路網は、都市への人口集中と拡大等を前提とした計画となっている。

今後は、人口が減少しコンパクトな市街地形成が求められる等の社会経済情勢の変化を踏まえ、将来都市像と都市整備の道筋が大きく見直される中、早期に道路網の見直しの検討を行うことが必要であり、この結果に応じて都市計画道路の追加、廃止、変更等を実施すべきである。」と答申しています。

このことから神奈川県は、都市計画決定後長期間事業に着手していない都市計画道路の見直しを目的に、平成 18 年3月「都市計画道路見直しのガイドライン」を策定しています。これにより、見直し対象となる路線を保有する全ての市町で都市計画道路の見直しを行っています。

2 都市計画道路の定義

(1) 都市計画道路の機能

都市計画道路は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市活動を確保する上で必要な施設として都市計画法に定められた都市施設です。

都市計画道路は、人や物資の移動の通行空間としての交通機能、災害発生時の避難路・救援活動のための都市防災機能、市街地の発展方向や土地利用の方向を規定する市街地形成機能など、次のような機能を有しています。

機能の区分			内容
交通機能	通行機能		人や物資の移動の通行空間としての機能
	沿道利用機能		沿道の土地利用のための出入、自動車の駐車、貨物の積み降ろし等の沿道サービス機能
空間機能	都市環境機能		景観、日照、相隣等の都市環境保全のための機能
	都市防災機能	避難・救援機能	災害発生時の避難通路や救援活動のための通路としての機能
		災害防止機能	火災等の拡大を遅延・防止するための空間機能
	収容空間	公共交通機関の導入空間機能	地下鉄、都市モノレール、新交通システム、路面電車、バス等の公共交通機関の導入のための空間
		供給処理・通信情報施設の空間	上水道、下水道、ガス、電気、電話、CATV、都市廃棄物処理管路等の都市における供給処理及び通信情報施設のための空間
		道路付属物のための空間	電話ボックス、電柱、交通信号、案内板、ストリートファニチャー等のための空間
市街地形成機能	都市構造・土地利用の誘導形成		都市の骨格としての都市の主軸を形成するとともに、その発展方向や土地利用の方向を規定する。
	街区形成機能		一定規模の宅地を区画する街区形成
	生活空間		人々が集い、遊び、語らう日常生活のコミュニティ空間

出典：実務者のための新都市計画マニュアルⅡ

(2) 都市計画道路の種類

都市計画道路は、その機能に応じて次のように区分されています。

道路の区分		道路の機能等
自動車専用道路		都市間高速道路、都市高速道路、一般自動車道等の専ら自動車の交通の用に供する道路で、広域交通を大量かつ高速に処理する。
幹線街路	主要幹線街路	都市間の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通や都市内の枢要な地域間相互の自動車交通の用に供する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する。
	都市幹線街路	都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、居住環境地区等の都市の骨格を形成する。
	補助幹線街路	主要幹線街路又は都市幹線街路で囲まれた区域内において幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線街路である。
区画街路		街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する。また、街区や宅地の外郭を形成する、日常に密着した道路である。
特殊街路		自動車交通以外の特殊な交通の用に供する次の道路である。 ①専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路 ②専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路 ③主として路面電車の交通の用に供する道路

出典：実務者のための新都市計画マニュアルⅡ

(3) 都市計画決定をする意義

都市計画決定をすることで、将来的に道路整備が円滑に進められるように、建築物の建築に対して一定の制限が加えられます。

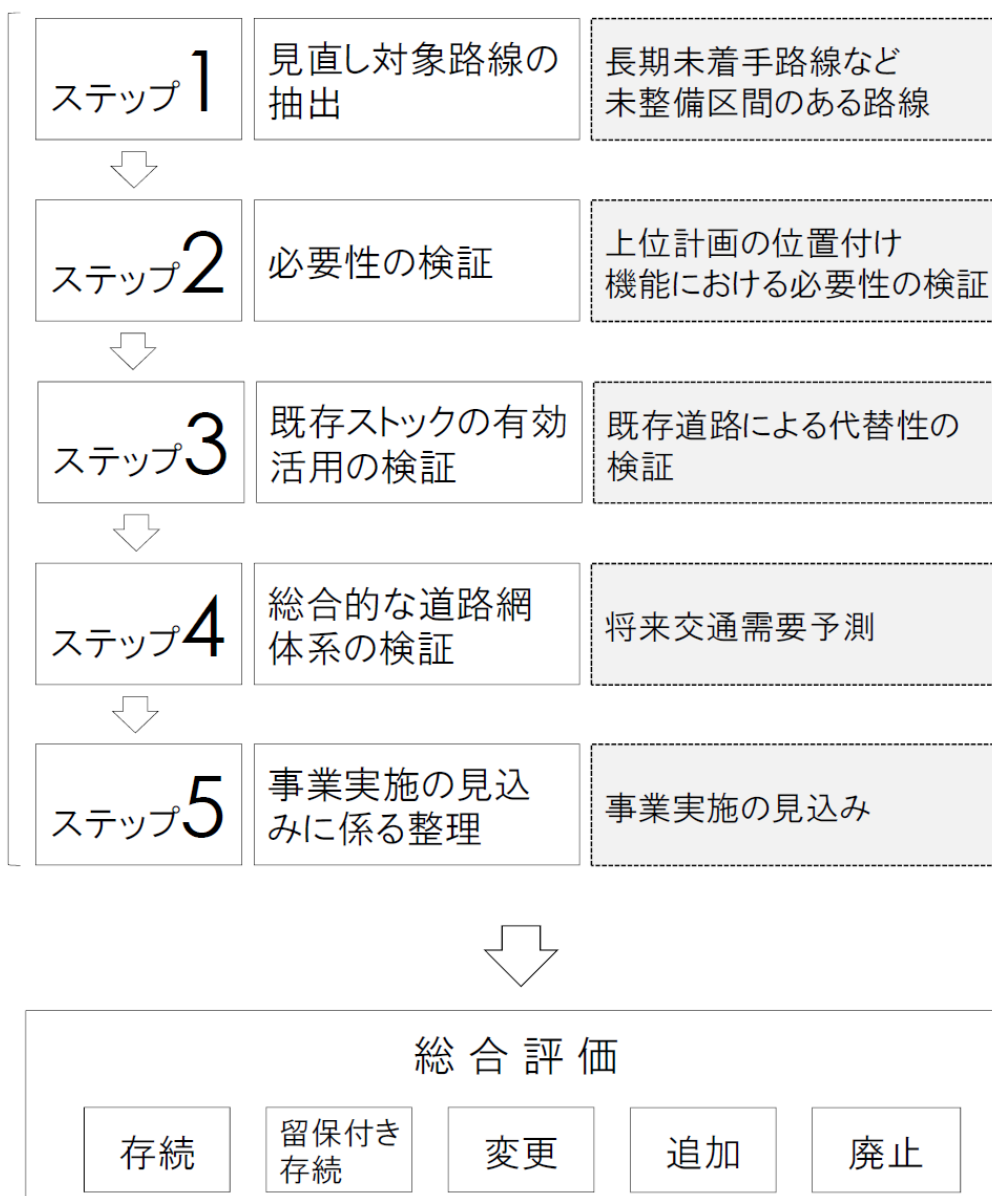
都市計画道路の区域内における建築の規制

都市計画法第54条 許可基準

- 階数が2以下で、かつ、地階を有しない。
- 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などで、容易に移転、除却できるもの

3 都市計画道路見直しの基本的な考え方

神奈川県が平成18年3月に策定した「都市計画道路見直しのガイドライン」を参考に、次に示すフローにより検証を進め、総合的な評価を行い、見直し対象路線・区間を「存続」、「留保付き存続」、「変更」、「追加」、「廃止」に区分します。



4 見直しの対象路線の抽出と検証区間の設定

(1) 厚木市の都市計画道路の状況

厚木市の都市計画道路は、50 路線、総延長 147.40km です。道路種別としては、自動車専用道路が 3 路線、都市の骨格を形成する幹線街路が 37 路線、宅地の利用に供するための区画街路が 3 路線、歩行者や自転車の交通に供する特殊街路が 7 路線です。県ガイドラインにより見直し対象となるのは幹線街路で、下表に示すとおり 37 路線、延長 120.66km です。

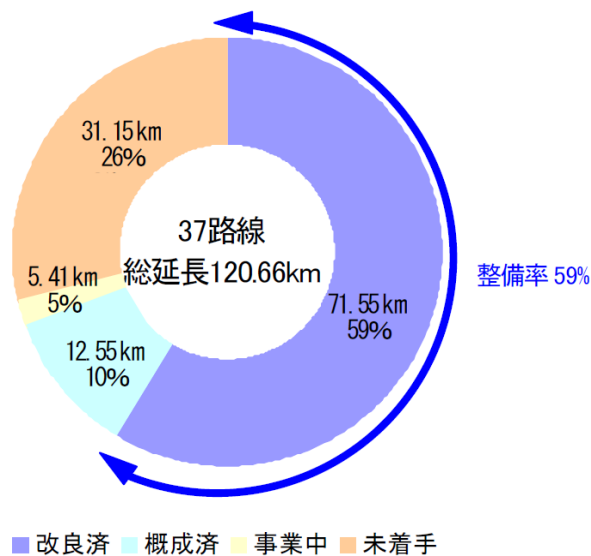
表1 厚木市の都市計画道路(幹線街路)一覧(平成 25 年 4 月 1 日現在)

番号	名称	延長 (km)	都計決定年月日	路線全体の整備状況延長(km)				整備率
				改良済	概成済	事業中	未着手	
1	3・3・1 平塚相模原線	14.87	S29.5.21	11.600	2.265	1.005	0.000	78.0%
2	3・3・2 本厚木上荻野線	7.52	S27.1.30	6.980	0.540	0.000	0.000	92.8%
3	3・3・3 伊勢原横浜線	1.54	S38.3.2	1.430	0.110	0.000	0.000	92.9%
4	3・3・4 上今泉岡津古久線	9.03	S44.5.20	2.930	0.740	0.000	5.360	32.4%
5	3・3・5 厚木環状3号線	7.85	S38.3.2	1.860	0.000	1.700	4.290	23.1%
6	3・3・6 座間荻野線	4.16	S38.3.2	2.100	0.000	1.050	1.010	50.5%
7	3・3・7 厚木環状4号線	3.58	S44.5.20	0.000	0.000	0.000	3.580	0.0%
8	3・4・1 工業団地中央幹線	3.68	S38.3.2	1.090	0.000	0.000	2.590	29.6%
9	3・4・2 藤塚桜台線	0.98	S38.3.2	0.980	0.000	0.000	0.000	100.0%
10	3・4・3 東京沼津線	4.75	S29.5.21	2.500	2.250	0.000	0.000	52.6%
11	3・4・4 厚木環状1号線	4.62	S38.3.2	1.940	0.500	0.000	2.180	42.0%
12	3・4・5 246号船子線	0.63	S47.4.21	0.630	0.000	0.000	0.000	100.0%
13	3・4・6 旭町松枝町線	1.91	S29.5.21	0.900	1.010	0.000	0.000	47.1%
14	3・4・7 厚木バイパス線	9.58	S38.3.2	8.180	0.000	0.000	1.400	85.4%
15	3・4・8 本厚木下津古久線	4.16	S38.3.2	1.450	0.000	1.220	1.490	34.9%
16	3・4・9 本厚木川本線	0.76	S38.3.2	0.760	0.000	0.000	0.000	100.0%
17	3・4・10 尼寺原幹線	4.98	S38.3.2	2.250	2.180	0.000	0.550	45.2%
18	3・4・11 厚木環状2号線	6.83	S38.3.2	1.670	0.480	0.000	4.680	24.5%
19	3・4・12 酒井長谷線	4.13	S44.5.20	2.870	0.210	0.000	1.050	69.5%
20	3・4・13 榎戸北矢線	0.57	S38.3.2	0.000	0.570	0.000	0.000	0.0%
21	3・4・14 昭和橋線	1.48	S44.5.20	0.000	1.480	0.000	0.000	0.0%
22	3・4・15 溝野日影坂上線	1.07	S38.3.2	0.640	0.000	0.430	0.000	59.8%
23	3・4・16 工業団地東幹線	1.02	S38.3.2	1.020	0.000	0.000	0.000	100.0%
24	3・4・17 船子飯山線	8.43	S55.6.3	6.090	0.000	0.000	2.340	72.2%
25	3・4・18 森の里西若宮線	1.98	S55.6.3	1.980	0.000	0.000	0.000	100.0%
26	3・4・19 森の里東若宮線	1.44	S55.6.3	1.440	0.000	0.000	0.000	100.0%
27	3・5・1 中溝永町線	0.76	S29.5.21	0.760	0.000	0.000	0.000	100.0%
28	3・5・2 厚木停車場旭町線	0.46	S29.5.21	0.460	0.000	0.000	0.000	100.0%
29	3・5・3 下之谷恩名線	0.88	S29.5.21	0.880	0.000	0.000	0.000	100.0%
30	3・5・4 愛甲原小稲葉線	0.14	S39.9.1	0.140	0.000	0.000	0.000	100.0%
31	3・5・5 船子酒井線	1.40	S56.11.2	1.400	0.000	0.000	0.000	100.0%
32	3・5・6 上ノ原西ノ久保線	1.50	S56.11.16	1.500	0.000	0.000	0.000	100.0%
33	3・5・7 上荻野東線	2.23	H1.11.21	2.230	0.000	0.000	0.000	100.0%
34	3・5・8 上荻野関谷線	0.21	H1.11.21	0.210	0.000	0.000	0.000	100.0%
35	3・6・1 中町北停車場線	0.48	S27.1.30	0.200	0.220	0.000	0.060	41.7%
36	3・6・2 立月永町線	0.48	S29.5.21	0.480	0.000	0.000	0.000	100.0%
37	3・6・3 社家岡田線	0.57	H6.11.25	0.000	0.000	0.000	0.570	0.0%
	合計 37 路線	120.66		71.550	12.555	5.405	31.150	59.3%

都市計画道路(幹線街路)のうち未着手延長は、図1に示すように、31.15kmで全体の26%を占めています。

また、図2に示すように、未着手の都市計画道路(幹線街路)のうち、昭和60年以前に都市計画決定した路線の延長が30.58kmで全体の98%を占めています。昭和30年代に都市計画決定した路線の35%、昭和40年代に都市計画決定した路線の53%が未着手となっています。

現在の都市計画道路網の整備状況は、図3になります。



がいせ

※ 概成済：路線としては、接続し機能しており、おおむね計画幅員の2/3以上あるが、計画どおりに整備されていない区間

※ 事業中：都市計画道路の一部区間で現在工事中である区間、あるいは既に用地を買収している区間

図1 厚木市の整備状況別都市計画道路(幹線街路)延長(平成25年4月1日現在)

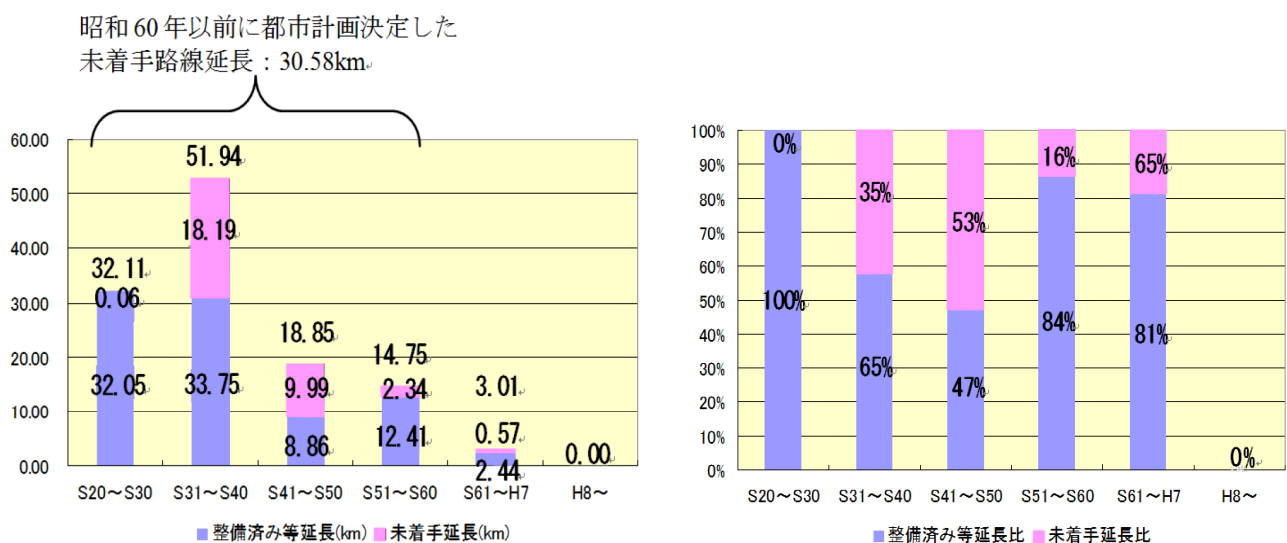


図2 厚木市の都市計画決定年代別未着手延長(平成25年4月1日現在)

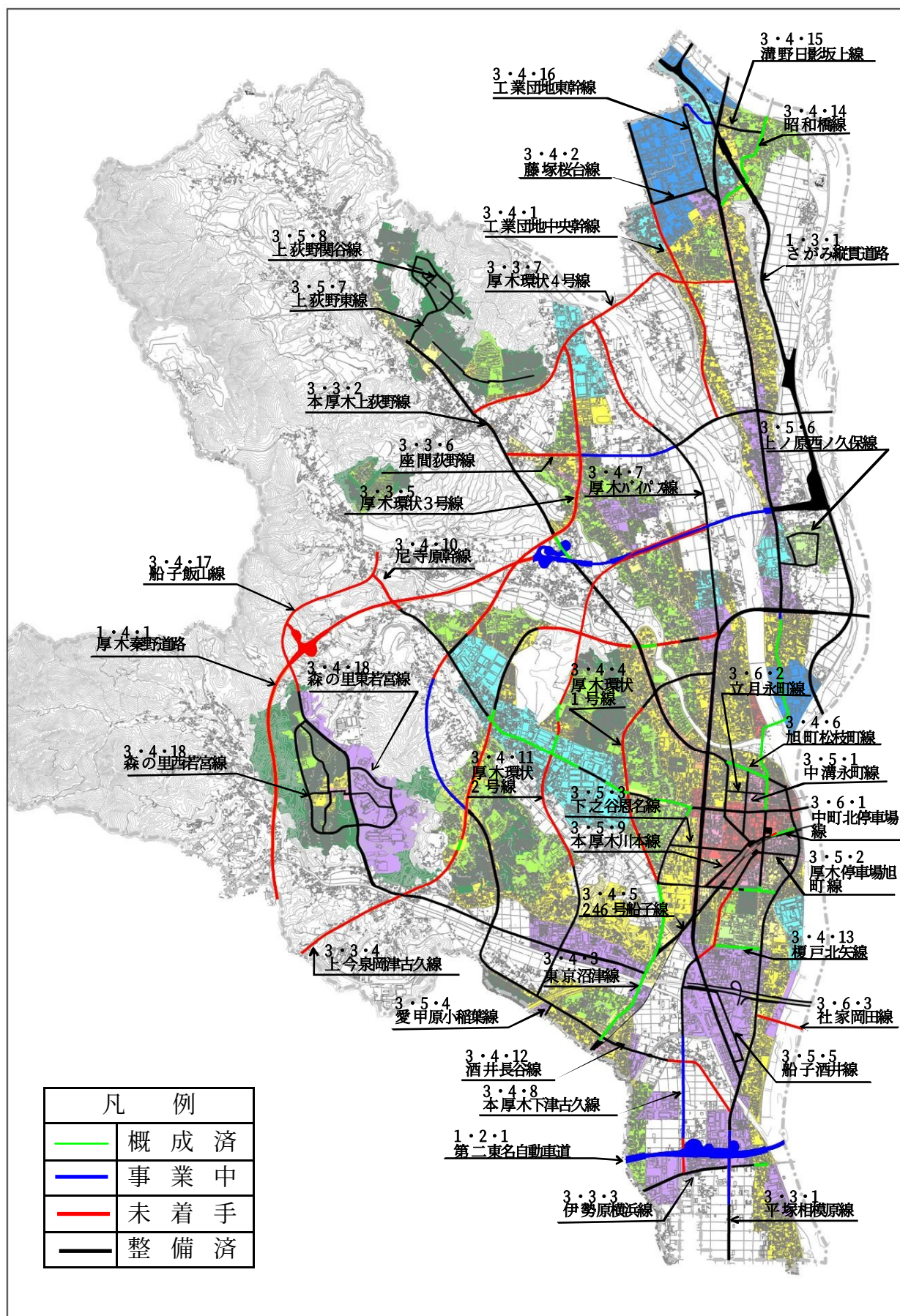


図3 厚木市の整備状況別都市計画道路網図(平成25年4月1日現在)

(2) 見直しの対象路線

厚木市の都市計画道路見直しの対象路線は、県ガイドラインを基本に、幹線街路で当初の都市計画決定後 20 年以上経過し、未着手区間を有する 13 路線を抽出しました。

3・6・3 社家岡田線については、都市計画決定後 20 年を経過していませんが、未着手路線であり、必要性を再検証するため、対象路線として抽出しました。

このことから、今回の都市計画道路見直し対象路線は、表 2、図 4 に示す 14 路線とします。

表 2 都市計画道路見直しの対象路線一覧

番号	名称	延長 (km)	都計決定年月日	路線全体の整備状況延長(km)				整備率
				改良済	概成済	事業中	未着手	
1	3・3・4 上今泉岡津古久線	9.03	S44.5.20	2.93	0.74	0	5.36	32.4%
2	3・3・5 厚木環状 3 号線	7.85	S38.3.2	1.86	0	1.70	4.29	23.1%
3	3・3・6 座間荻野線	4.16	S38.3.2	2.10	0	1.05	1.01	50.5%
4	3・3・7 厚木環状 4 号線	3.58	S44.5.20	0	0	0	3.58	0.0%
5	3・4・1 工業団地中央幹線	3.68	S38.3.2	1.09	0	0	2.59	29.6%
6	3・4・4 厚木環状 1 号線	4.62	S38.3.2	1.94	0.50	0	2.18	42.0%
7	3・4・7 厚木バイパス線	9.58	S38.3.2	8.18	0	0	1.40	85.4%
8	3・4・8 本厚木下津古久線	4.16	S38.3.2	1.45	0	1.22	1.49	34.9%
9	3・4・10 尼寺原幹線	4.98	S38.3.2	2.25	2.18	0	0.55	45.1%
10	3・4・11 厚木環状 2 号線	6.83	S38.3.2	1.67	0.48	0	4.68	24.5%
11	3・4・12 酒井長谷線	4.13	S44.5.20	2.87	0.21	0	1.05	69.5%
12	3・4・17 船子飯山線	8.43	S55.6.3	6.09	0	0	2.34	72.2%
13	3・6・1 中町北停車場線	0.48	S27.1.30	0.20	0.22	0	0.06	41.7%
14	3・6・3 社家岡田線	0.57	H6.11.25	0	0	0	0.57	0.0%
	14 路線合計	72.08		32.63	4.33	3.97	31.15	45.3%

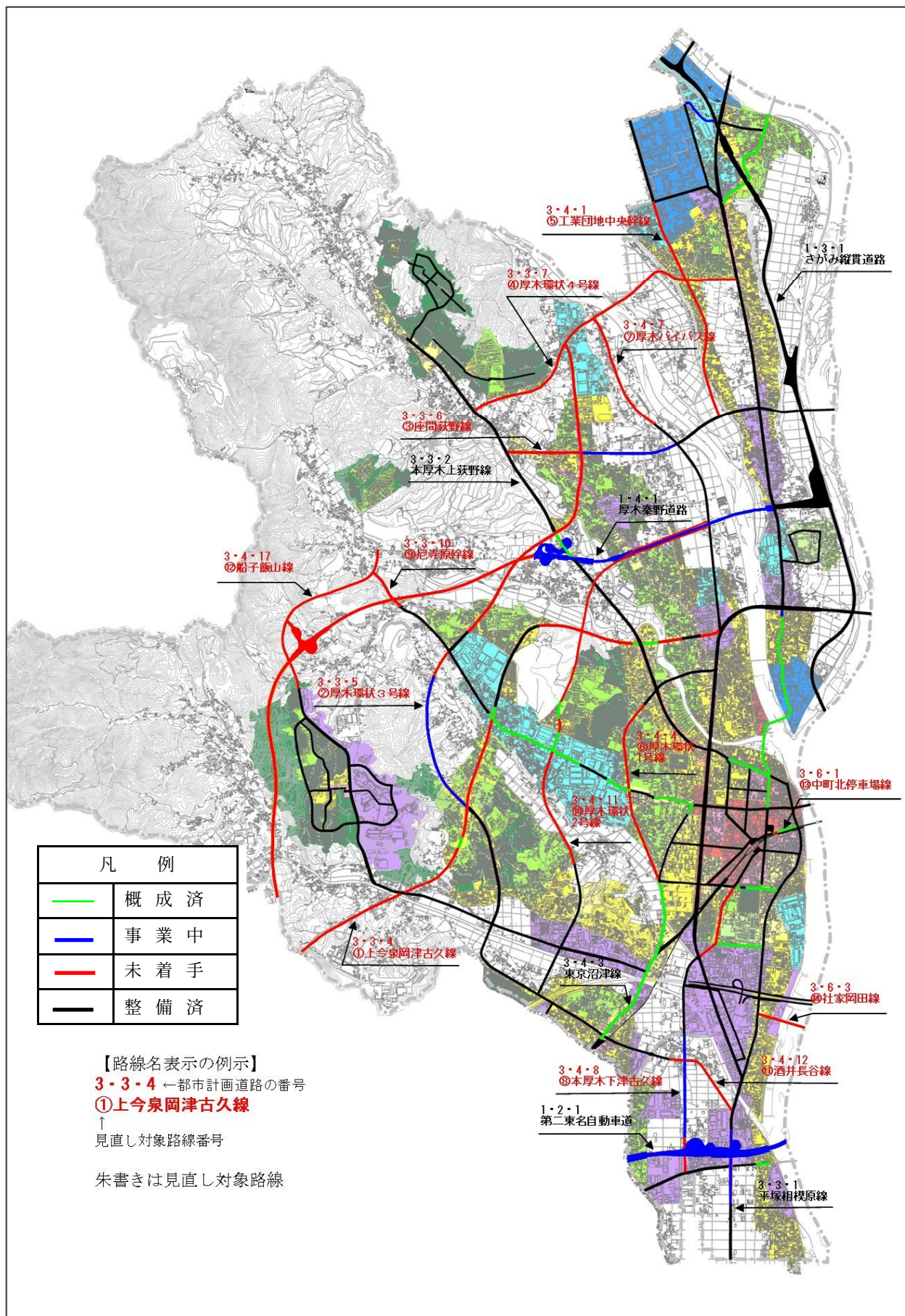


図4 都市計画道路見直しの対象路線図

(3) 見直しの検証区間の設定

都市計画道路の交通機能は、連続性を確保することにより本来の機能を発揮するものであり、路線全体で検証を実施すると沿道の土地利用状況が変化するため、的確に評価できないと考えられます。

そこで、今回の見直しでは、対象区間周辺の用途地域を含めた土地利用状況を的確に評価することを目的として、見直し対象となる14路線を、図5に例示するように都市計画道路あるいは県道（一部市道）以上の現道との交差点間で区間化して検証することとします。

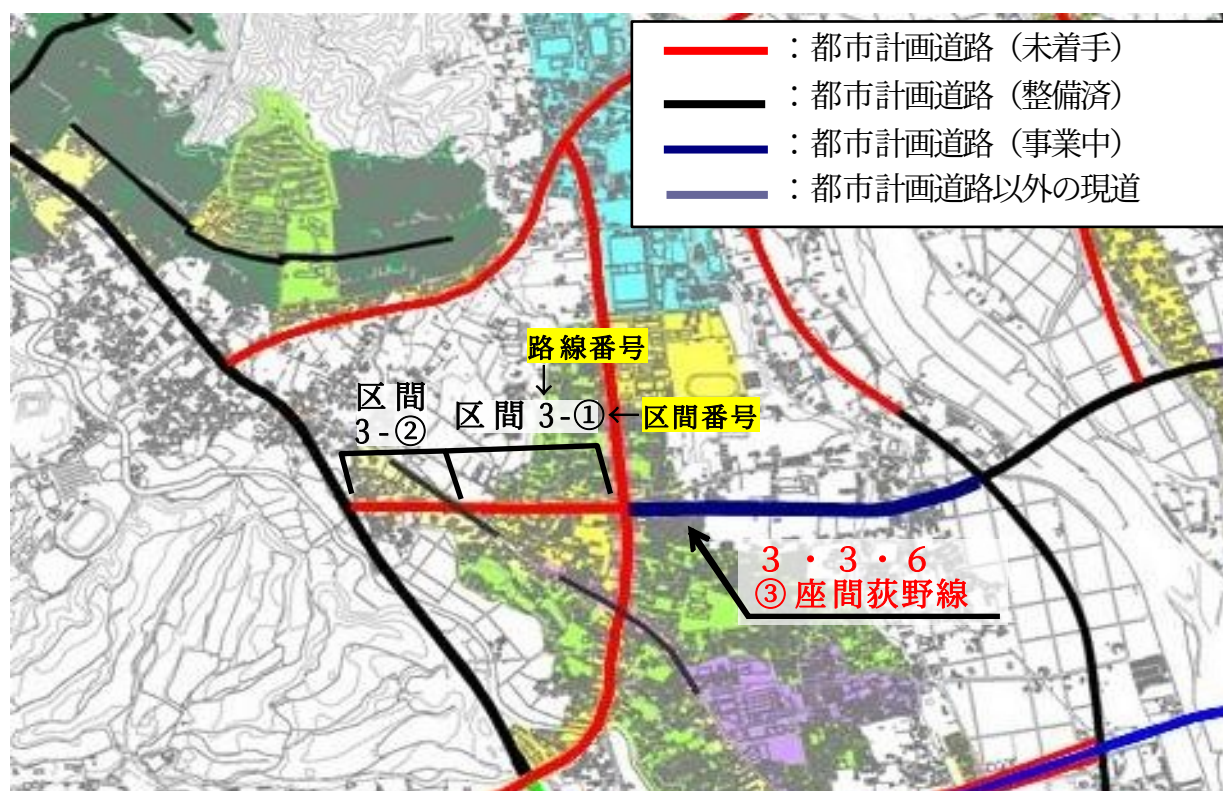


図5 都市計画道路見直しの検証区間設定の例示(座間荻野線の場合)

見直し対象となる14路線を区間化した結果、表3、図6に示すとおり、見直しの検証区間は45区間となります。

表3 都市計画道路見直しの検証区間数

番号	名称	区間数	番号	名称	区間数
1	3・3・4 上今泉岡津古久線	8区間	8	3・4・8 本厚木下津古久線	3区間
2	3・3・5 厚木環状3号線	6区間	9	3・4・10 尼寺原幹線	1区間
3	3・3・6 座間荻野線	2区間	10	3・4・11 厚木環状2号線	7区間
4	3・3・7 厚木環状4号線	5区間	11	3・4・12 酒井長谷線	2区間
5	3・4・1 工業団地中央幹線	3区間	12	3・4・17 船子飯山線	3区間
6	3・4・4 厚木環状1号線	2区間	13	3・6・1 中町北停車場線	1区間
7	3・4・7 厚木バイパス線	1区間	14	3・6・3 社家岡田線	1区間
			合計		45区間

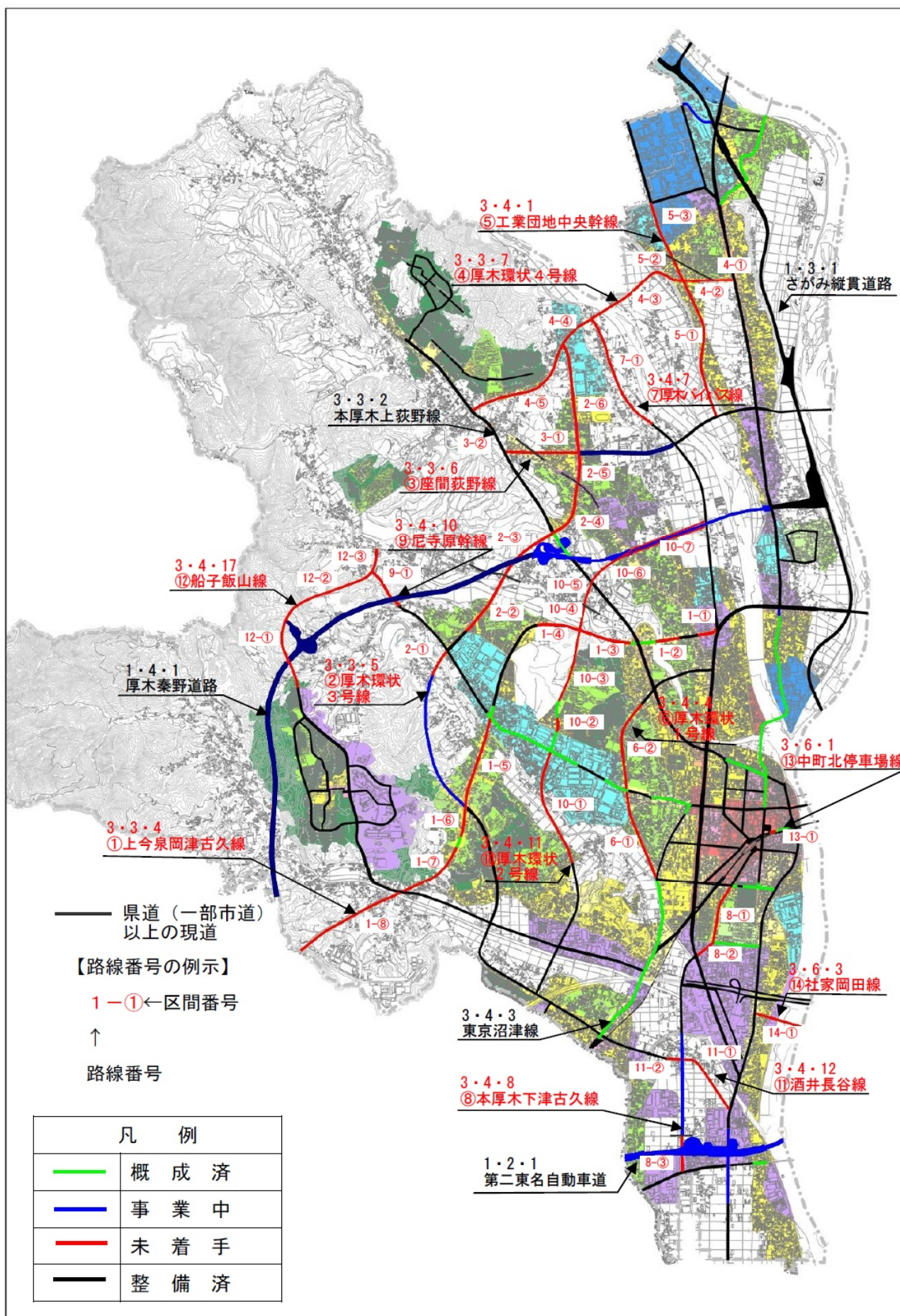


図6 都市計画道路見直しの検証区間図

5 都市計画道路の必要性の検証

見直し対象として抽出した14路線、45区間の「必要性の検証」を行います。

「必要性の検証」とは、検証区間毎に都市計画道路が有する様々な機能を定性的、定量的に検証したもので、次の項目とします。

- 1 上位・関連計画の位置付けによる必要性の検証
- 2 県ガイドラインで示されている検証項目による必要性の検証

(1) 上位・関連計画の位置付けによる必要性の検証

神奈川県が広域的な観点から定める『かながわ交通計画』『かながわのみちづくり計画』、厚木市の道路整備に関する実施計画である『第7次厚木市道路整備五箇年計画』（以下「五箇年計画」という。）に位置付けがある区間については、それぞれの計画の趣旨に従い「存続」候補区間とします。

ア かながわ交通計画（平成19年10月改訂）に該当する区間の位置付け

『かながわ交通計画』は、将来（2025年）の総合的な交通ネットワークの形成を目指し、神奈川における望ましい都市交通を実現するための交通施策の基本的な方向を示したもので、県の総合計画(神奈川力構想)を補完し、県の都市づくりの基本方向を定めた『かながわ都市マスタープラン』を交通施策の面から支える部門別計画です。

この中で、次の三つの都市交通の目標、「交通網の充実による県内外・地域間の連携強化」、「利便性、快適性、安全性の確保」、「都市交通に係る環境負荷の低減」を実現するため、「鉄道網や道路網を効果的に形成します。」としています。

今回の都市計画道路見直しと関係する「一般幹線道路」については、「自動車専用道路の利用圏域の拡大を図るとともに、多様な交流・連携を支え、道路ネットワーク全体の効率性を高めるため、一般幹線道路網の整備を推進します。」と定めています。

「一般幹線道路」とは、各都市圏内において周辺都市から中心都市、周辺各都市間を連絡する路線及び自動車専用道路網を補完する路線で、主要地方道以上の道路を原則に、網間隔・網パターンやインターチェンジへのアクセス道路などを考慮して選定されています。

以上のように、『かながわ交通計画』の「一般幹線道路」は、神奈川県全域の幹線道路ネットワークの観点から整備が望まれる路線とされています。したがって、「一般幹線道路」に位置付けられている区間は「存続」候補とします。

イ かながわのみちづくり計画（平成24年3月）に該当する区間の位置付け

『かながわのみちづくり計画』は、県の総合計画(神奈川力構想)の個別計画である『かながわ交通計画』を支え、2007（平成19）年度から2016（平成28）年度までを計画期間とする、道路部門の実施計画です。

この中では、174の道路整備候補箇所の中から、円滑で快適な移動への寄与といった「整備の効果」と、事業効果の早期発現といった「整備の効率性」を評価し、それらを点数化してそれぞれ3段階ずつに区分した上で、ランク1（整備効果：高、整備の効率性：高）～ランク9（整備効果：低、整備の効率性：低）までの優先度を設定し、「整備箇所」93箇所を選択しています。

『かながわのみちづくり計画』は、『かながわ交通計画』の道路部門の実施計画であり、神奈川県が抱える課題に的確に対応していくために必要な道路整備の計画を策定したものです。

『かながわのみちづくり計画』において、該当する厚木市の都市計画道路は、「整備箇所」に選択されており、整備優先度が高い区間として、位置付けられています。

「整備箇所」は、「ランクが上位の箇所からの選択を基本にしつつ、事業の継続性や周辺の路線・区間を含むネットワークとしての「効果」なども考慮した上で選択しました。」とされていることから、事業性が高いと判断し、「存続」候補とします。

ウ 五箇年計画《平成25～29年度》（平成25年6月策定）に該当する区間の位置付け
『厚木市道路整備五箇年計画』（※）は、道路交通の体系的なネットワークの確立を目指すため、市内における都市計画道路を始めとして、1・2級幹線市道から生活道路に至るまでの道路を系統立てながら、市内の交通の現状と将来、今後の土地利用等も考慮に入れ、その中で必要度の高い路線を選定して策定する道路整備の実施計画です。

平成25年3月に策定した「五箇年計画」は、平成32年度までに部分供用を含め供用開始が予定されている「新東名高速道路」「さがみ縦貫道路」「厚木秦野道路」への利便性を最大限高めるため、インターチェンジと一般道路のアクセス機能の強化を図ることを目的に、以後の五箇年計画を継続して実施するための道路整備の基本方針を示すとともに、計画期間内である平成25～29年度の事業計画を策定しています。

「五箇年計画」は、目標とすべき将来像に向け、継続的に整備すべき路線を「整備対象路線」としており、事業の可能性が高いと判断し、「存続」候補とします。

※「第7次厚木市道路整備五箇年計画」は、厚木市ホームページ(<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp>)から御覧いただけます。

（２）上位・関連計画の位置付けによる必要性の検証結果

見直し対象となる45区間のうち上位・関連計画に位置付けがある路線や区間は、神奈川県が広域的な観点から定めた計画と整合を図る必要があり、また五箇年計画に位置付けのある区間は、事業実施が見込まれるため、表4、図7に示す10路線の23区間は「存続候補」とします。

表4 上位・関連計画に位置付けがあり「存続候補」とした区間

計画 路線	かながわ交通計画	かながわのみちづくり計画	五箇年計画
上今泉岡津古久線	1-①、②、③、④ ⑤、⑥、⑦、⑧		
厚木環状3号線			2-①
厚木環状4号線	4-①、②、③、④		
本厚木下津古久線			8-③
尼寺原幹線			9-①
厚木環状2号線			10-⑦
酒井長谷線	11-①、②		11-②
船子飯山線	12-②、③		12-①、②、③
中町北停車場線			13-①
社家岡田線		14-①	

※11-②、12-②、③は、複数の計画に位置付けられています。